

令和5年度  
新設！

## 住まいのボタンタッチ事業

～ 眠っている空き家、ぜひ村のために有効活用させてください！ ～  
村が空き家を借り上げ、移住者等に賃貸物件として貸し出す取り組みを始めます。

### ● 事業の流れ ●

1. 空き家所有者が村に空き家を 10 年間貸す契約をします  
この間、所有者は固定資産税の納付が免除されます。
2. 借り上げた空き家を村が改修します(※1)  
工事は必要最小限で、傷んでいる箇所のみ直します。
3. 改修した空き家は、移住者等(※2)に安価で貸し出します(※3)  
入居者は賃貸として最長 10 年住めます（最低でも 1 年は居住すること）。
4. 10 年後、移住者等が退去した家は所有者にお返しします(※4)  
あくまで借り上げの契約なので、所有者の名義は変わりません。



つまり…

空き家を今後どうするか決めていない方や空き家の管理にお困りの方と、これから村に移住して新しい生活を始めたい方、さらに地域の人口増・賑わい創出にもつながる、まさに三方よしの取り組みです！

	こないいいこと	工事内容等
<b>空き家所有者</b>	①借上げ期間中の家の管理は村にお任せ！ ②固定資産税は 10 年間減免！ ③10 年後に改修済みの家が戻ってくる！	○居住のための必要最低限の改修のみ行い、間取りの変更や増築等はしません(※1) ○貸出中に発生した損傷は、内容に応じて村か居住者が直します(※4)
<b>移住者等(※2)</b>	①改修済みの住宅なので、すぐに入居できる！ ②賃貸なので、空き家を買うより低コストで移住できる！ ③10 年後の住まいは、村に住みながらじっくり探せる！	○家賃は2万円 ～ 4万円(※3) ○敷金は家賃3カ月分 ○居住中に発生した損傷・不具は、修繕費を負担いただく場合があります(※4)

(※1)水回り、床、壁などの改修が中心となります。所有者の改修の要望にはお応えできません。

(※2)村外からの移住者を優先しますが、村内居住者も対象となる場合があります。入居には審査があります。

(※3)令和5年7月現在の情報です。入居審査の内容および物件により、価格が異なる場合があります。

(※4)修繕の負担・分担については、損傷箇所や内容によって詳細を定めています。

**\* 詳しくは事業要綱をご覧ください。下記までご連絡ください。**

【お問い合わせ】

総務企画課企画室 23-3112(直通)